

接続料規則等の一部改正について

I 改正の背景

- (1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、端末系交換機能等の電話網等に係る各機能の接続料は、平成20年度から平成22年度までの3年間を適用期間として、現行の長期増分費用方式（第4次モデル）によって算定されているところである。
- (2) 第4次モデルの適用期間は上記の通り平成22年度までであることから、総務省は平成21年6月からモデル見直しのための研究会を再開し、平成22年3月に第4次モデルを改修した第5次モデルを取りまとめた。これは、市場環境変化等を踏まえつつ、最新の実態への即応性やモデル精緻化の観点から検討を行い、第4次モデルに所要の見直しを織り込んだものである。
- (3) これを受けて、平成23年度以降の接続料の算定の在り方について、平成22年4月に情報通信審議会（以下「情通審」という。）に諮問がなされ、平成22年9月28日に、平成23年度及び平成24年度の接続料の算定には第5次モデルを適用することが適当であるとする、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」の答申（以下単に「答申」という。）を受けたところである。
- (4) 今回の接続料規則等の一部改正では、答申を踏まえ、平成23年度以降の接続料の算定方法等について、主に以下の事項を措置するため、所要の規定整備を行うこととするものである。

【接続料規則（平成12年郵政省令第64号）の一部改正】

- ① 接続料算定方法の変更
長期増分費用（LRIC）モデルの改修に伴う、算定方法の一部変更
- ② 接続料算定に用いる入力値の扱い
平成23年度の接続料算定に用いる各入力値の更新

【接続料規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第14号）の一部改正】

- ③ NTSコストの扱い
NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価への算入の継続等
- ④ 接続料算定に用いる通信量の扱い
前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量の継続採用
- ⑤ 接続料における東西格差
NTT東西の接続料原価及び通信量等の合算による接続料算定（東西均一接続料）の継続採用

Ⅱ 主な改正の概要

1. 接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部改正

（1）モデル改修（第 5 次モデル導入）に伴う、算定方法の一部変更

【別表第 2 の 1、第 2 の 2 及び第 4 の 1 関係】

答申を踏まえ、第 5 次モデル導入に伴う接続料算定方式を一部変更するため、別表の整備を行うものである。

■答申[18 頁抜粋]

イ 考え方

①改良モデルの改修点についての評価

(略)

また、改良モデルについては、モデルを取り巻く環境の変化に対応しつつ適切なコスト算出を行うことのできるモデルを策定することを目的として、関係事業者からの改修提案に基づき、研究会において専門家が十分な時間をかけて最新の実態への即応性やモデルの精緻化の観点から検討を行った上で改修されたものであり、審議会としても、モデルの改修は適切であると認められる。

■答申[24 頁抜粋]

ウ 平成 23 年度以降の接続料算定方式の扱い

(略)

以上のことから、平成 23 年度以降の接続料の算定方式としては、引き続き長期増分費用方式を用いることとし、その原価の算定には改良モデルを適用することが適当である。

（2）平成 23 年度の接続料算定に用いる各入力値の更新

【別表第 2 の 2 及び第 4 の 3 関係】

答申を踏まえ、平成 23 年度の接続料算定に用いる各入力値を、第 38 回長期増分費用モデル研究会（平成 22 年 11 月 1 日開催）において了承された値に更新するため、別表の整備を行うこととするものである。

■答申[37 頁抜粋]

イ その他の入力値の扱い

(略)

したがって、通信量を除くその他の入力値については、従来同様、事業者の経営上の機密への配慮と、透明性・公開性の確保の双方に十分に配慮しつつ、必要に応じて総務省において毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることとするのが適当である。

2. 接続料規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第14号）の一部改正

(1) NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路費用の接続料原価への全額算入

【附則第7項、第8項、第10項及び第12項関係】

- ① ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定において、利用者負担の抑制を図る観点から、平成19年度からの当分の間の措置として、回線当たり費用が「全国平均+標準偏差の2倍」を超える額に補てん対象を変更されたことに伴い、NTSコストのうち、高コスト地域の補てん対象額の大部分を占めるき線点RT-GC間伝送路費用相当額が実質的には補てん対象外となる。

この結果、NTT東西のみがき線点RT-GC間伝送路費用を負担することとなるため、平成19年9月の情報通信審議会答申では、NTT東西の利用部門を含む各接続事業者が公平に負担する観点から、当分の間、当該費用を従量制接続料の原価の一部に算入することとされた。

- ② これを受け、平成20年度以降、毎年度20%ずつ段階的にき線点RT-GC間伝送路費用の接続料原価への算入が行われてきた。今回の答申でも、この段階的算入は引き続き行うこととされたことから、平成23年度以降は当該費用の全額を接続料原価に算入することとするものである。

■答申[30頁抜粋]

エ 平成23年度以降におけるき線点RT-GC間伝送路コストの扱い

き線点RT-GC間伝送路に係るコストは、通信量に依存せず加入者回線の増減に応じてコストが増減するNTSコストであることから、当該伝送路に係るコストは、基本料の費用範囲の中で回収することが原則である。

しかし、平成19年度の答申において、利用者負担を軽減する観点から、ユニバーサルサービス制度の補てん額のコスト算定方法の見直しがなされ、同答申の趣旨にかんがみると、平成23年度以降のき線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、段階的付替えが進むことによって、100%を接続料原価に算入することとなる。

その一方、仮に、き線点RT-GC間伝送路コストを基本料で回収することとすれば、回線当たり費用が上位4.9%の高コスト加入者回線の属する地域について、全国平均費用を超える額を補てん対象とする方法に再度見直すこととなり、その結果、利用者負担が増大することが見込まれる。

また、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースにて、光IP電話やブロードバンドアクセスのユニバーサルサービス化について提言がなされており、今後、ユニバーサルサービス制度を取り巻く環境は大きく変化することが想定される。

以上のことから、平成19年答申の趣旨にかんがみれば、平成23年度以降のき線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、利用者負担の軽減の観点から、あくまでも当分の間の措置として、引き続き段階的付替えを行うことによって、従量制接続料の原価にその100%を算入することもやむを得ないと考えられる。

(略)

(2) 前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量の継続採用

【附則第 14 項関係】

答申を踏まえ、平成 23 年度から平成 24 年度までの間の接続料算定に用いる通信量については、引き続き、算定される接続料の「適用年度の前年度の下半期と適用年度の上半期の通信量を通年化したもの」を採用することとするものである。

■答申[36 頁及び 37 頁抜粋]

ア 接続料算定に用いる通信量の扱い

(略)

したがって、平成19年答申の時点から状況に大きな変化は見られず、現行の予測方式を変更する必要は特段ないものと考えられることから、平成23年度以降の接続料算定に用いる通信量としては、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することが適当である。

(3) NTT東西の接続料原価及び通信量等の合算による接続料算定（東西均一接続料）

【附則第 17 項関係】

答申を踏まえ、LRIC（第5次モデル）方式によって算定される接続料算定については、第5次モデルの適用期間中は、引き続き東西均一接続料が設定されることを確保するため、平成 23 年度から平成 24 年度までの間は、NTT東西の接続料原価及び通信量等を合算して接続料を算定することとするものである。

■答申[41 頁抜粋]

イ 東西別接続料の設定の是非

(略)

平成19年答申において考慮した接続料の東西格差に係る社会的要請や東西別接続料の設定による公正競争上の影響等についても、この数年間に大きな環境の変化があるとは認められないことから、平成23年度以降の接続料算定においても、これまでと同様に、東西均一接続料を採用することが適当である。

(略)